

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 茨城県坂東市幸田16番地1

氏名 幸上建工株式会社

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕
代表取締役 菊田 光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩祐治



許可の年月日 令和4年6月13日
 (初回許可年月日 令和4年6月13日)

許可の有効年月日 令和9年6月12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鉱さい、がれき類（※1）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令第13号廃棄物

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注1）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年7月11日 変更届出（変更前：小林 誠一、変更後：菊田 光）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。